

**改正**

令和4年2月1日告示第44号

令和5年6月15日告示第149号

令和6年12月2日告示第304号

深谷市生活道路整備の事業実施に関する要綱

深谷市生活道路整備の事業実施に関する要綱（平成18年深谷市告示第210号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この告示は、市民の日常生活の利便性の向上を図り、安全かつ快適な道路環境を確保するために実施する道路の整備（以下「生活道路整備」という。）について、自治会を通じた申出に配慮するとともに、市民の理解と協力のもと、効率的かつ効果的な生活道路整備の事業実施を図ることに關し必要な事項を定めるものとする。

（生活道路整備の申出）

**第2条** 自治会の長は、当該自治会に係る区域の生活道路整備を希望するときは、生活道路整備申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、当該生活道路整備が2以上の自治会の区域にわたるときは、当該2以上の自治会の長は、連名で申出書を提出しなければならない。

- （1）案内図
- （2）公図の写し
- （3）道路拡幅に伴う用地提供承諾書（様式第2号）
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申出書を提出した自治会の長は、当該申出書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに、当該変更に係る事項について書面により市長に届け出なければならない。

3 申出書は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に提出しなければならない。この場合において、同日までに提出した申出書（当該年度前に提出したものを含む。）が複数あるときは、申出書に順位を付さなければならない。

（必要性等評価の対象）

**第3条** 前条第1項の規定により申出のあった生活道路整備のうち、次に掲げる条件のすべてを満たすものを生活道路整備の必要性及び事業実施の効果の評価（以下「必要性等評価」という。）

の対象とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 道路の拡幅、舗装又は側溝等の道路施設の新設若しくは改良を行うものであること。
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市長が路線の認定をした道路であること。
- (3) 通勤、通学、買物等の日常生活における利用を中心とした道路であること。
- (4) 生活道路整備のための用地（以下「整備用地」という。）内に建物が存在しないこと。
- (5) 整備用地内に移転が困難な工作物等又は移転に著しく多額の費用を要する工作物等が存在しないこと。
- (6) 整備用地及び生活道路整備に係る測量等に伴い確認を要する土地の境界が確定していること。
- (7) 道路の拡幅に伴い新たに整備用地が必要となる場合にあっては、当該整備用地の所有者その他の権利者が市に提供することを承諾していること。
- (8) 生活道路整備後の幅員が4メートル以上であること。
- (9) 申出に必要な手続及び関係地権者等の調整は自治会で行うこと。
- (10) 生活道路整備の事業実施が決定したときは、速やかに整備用地が提供され、工事及び事業への協力が得られること。

（必要性等評価に基づく分類）

**第4条** 市長は、第2条第1項の規定により申出のあった生活道路整備のうち、必要性等評価の対象となるものであって各自治会における順位が最も高いものについて、別に定める評価基準により、次に掲げる区分に分類するものとする。

- (1) Aランク 生活道路整備の必要性及び事業実施の効果が特に高いと認められるもの
- (2) Bランク 生活道路整備の必要性及び事業実施の効果が高いと認められるもの
- (3) Cランク 生活道路整備の必要性及び事業実施の効果が低いと認められるもの

2 市長は、前項の規定により分類した結果を、申出書を提出した自治会の長に通知するものとする。

（分類結果に基づく事業実施箇所の選定）

**第5条** 前条第1項に掲げる区分間の生活道路整備の事業実施の順位は、Aランク、Bランク、Cランクの順序とし、各区分内における生活道路整備の事業実施は、別に定める評価基準により付した評価点数の高いものから順に行う。ただし、地域のバランスを考慮して、必要があると認めるときは、この限りでない。

(生活道路整備の事業実施方針)

**第6条** 前条の規定により選定された生活道路整備の事業は、予算の範囲内において実施するものとする。

2 生活道路整備の事業実施の期間は、当該事業の開始から完了までおおむね5年以内となるように努めるものとする。

(整備用地の取得)

**第7条** 整備用地の取得は、寄附又は買取りによる。

2 買取りによる場合の買取価格は、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める額に整備用地の面積及び持分割合を乗じて得た額とする。ただし、当該各号に定める額が1,000円に満たない場合にあつては、1,000円とする。

(1) 固定資産税の路線価が付設されている地区 整備される道路に付設されている固定資産税の路線価の2分の1に相当する額の範囲内の額

(2) 前号に掲げる地区以外の地区 整備される道路が主として属する固定資産税に係る状況類似地区の固定資産税の標準宅地1平方メートル当たりの価格の2分の1に相当する額の範囲内の額

3 前項の規定により算出した額が1,000円に満たない場合にあつては、1,000円とする。

(その他)

**第8条** この告示に定めるもののほか、生活道路整備の事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年2月1日告示第44号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の深谷市生活道路整備の事業実施に関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (令和5年6月15日告示第149号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前に整備用地の取得に着手している路線は、改正前の買取価格とする。

**附 則** (令和6年12月2日告示第304号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前に整備用地の取得に着手している路線は、改正前の買取価格とする。

様式第1号(第2条関係)  
 様式第1号(第2条関係)

生活道路整備申出書

年 月 日

深谷市長 宛て

自治会

申出者(自署又は記名押印)  
 自治会長

深谷市生活道路整備の事業実施に関する要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

路 線 名	深谷市道 号線	現況幅員： m
場 所	深谷市 番地先～ 番地先	
要 望 の 理 由 (必ず記入して下さい。)		
要 望 の 内 容	<input type="checkbox"/> 道路の拡幅：要望幅員 m <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> 側溝等の道路施設の新設 <input type="checkbox"/> 側溝等の道路施設の改良	
添 付 書 類	・案内図 ・公図の写し ・道路拡幅に伴う用地提供承諾書	

様式第2号（第2条関係）  
様式第2号（第2条関係）

道路拡幅に伴う用地提供承諾書

年 月 日

深谷市長 宛て

自治会

申出者（自署又は記名押印）

自治会長

深谷市 地内、市道 号線の道路  
拡幅に伴い、下記の土地について、道路用地として必要な部分を深谷市に提供することを承諾します。

記

No.	土地の所在	土地所有者及び その他の権利者（借地人等） （自署又は記名押印）	
		住所	氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※様式第1号の内容に同意した上で、自署又は記名押印します。